

Title	一九一四年七月危機末期における独奥関係(II)
Sub Title	Die deutsch-osterreichische Beziehung Ende Julikrise 1914
Author	米田, 治(Yonedo, Osamu)
Publisher	三田史学会
Publication year	1970
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.42, No.4 (1970. 3) ,p.63(429)- 79(445)
JaLC DOI	
Abstract	Unter diesem Titel wird hier ein Gegenstand behandelt, der ein Beitrag sein will zu den Versuchen, die These F. Fischers sachlich zu verstehen. Fischers Buch, "Griff nach der Weltmacht", dessen Erscheinen die erregte Auseinandersetzung ausgelost hat, soil die These erharten, die amtliche deutsche Kriegspolitik 1914/1918 habe von Anfang an, also schon im Zeitalter des Imperialismus vor 1914, mit erstaunlicher Konsequenz, durch alle Wechselfalle hindurch, daran festgehalten, eine neue Weltmachtstellung Deutschlands zu erobern. Daher will die vorliegende Arbeit beschaffigen sich mit der Aufgabe, die deutsche Politik in der Krise des Kriegsausbruches, besonders "die Politik der Lokalisierung des Konflikt" in der deutsch-osterreicher Beziehung am 26. und 27. Juli 1914 nachzuprufen.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19700300-0063

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

一九一四年七月危機末期における独塊関係 (II)

米田 治

「塙匈国によるセルビアの回答の拒否、外交関係の断絶、セルビア軍隊の動員……七月二五日のこれらの事件は塙匈国とセルビアとの敵対関係をますます明瞭にした。中欧列強（独・塙両国）の見地よりすれば、問題はロシアをしてセルビアへの侵入に寛大な態度をとらせるのに論議か威嚇かの何れの手段を取るかどうかであり、協商国側よりすれば、肝心の問題は塙匈軍が現実的にセルビアに進入する前に和解するよう努めることである。本質的にはこの問題は次の如くなる。協商国はセルビアの恥辱を受け容れ、それに反して中欧列強はバルカンにおける政治勢力の一フアクターとしてのセルビアの除去を、意図された軍事的懲罰を主張する。これを戦略的に言えば、中欧列強は、戦争は局地化さるべきであるとの定式を考案し、一方協商国は仲介という考えを提示する。この二つの概念間の斗争——それは七月二六日に合流して一つのプロセスを形成し、七月二八日まで続くのであるが——がこの力強いドラマの第二幕を構成する。」⁽¹⁾

七月危機末期の独塊関係としてここで取上げた問題は、以上の如くB・シュミットによつて特徴づけられた七月危機のドラマの第二幕であり、この第二幕で織り成され展開されるストーリーは、中欧列強（独・塙）よりすれば局地化政策であり、協商国側よりすればイギリスの仲介工作として展開する。そして第二幕のストーリーはこの二つの流れの合流とし

てからみ合いつつ発展し、結局は仲介工作の挫折即ちオーストリアの対セルビア宣戦布告に帰着する。先に筆者はこの第二幕を協商国側よりするイギリスの仲介工作を軸として独逸關係を考察したが⁽²⁾、ここでは中欧列強の側より取上げ第二幕における独逸關係の考察を完成させたい。

二

局地化政策の第二幕はオーストリアの対セルビア宣戦布告となつて収斂するとすれば、局地化政策をめぐる第二幕の独逸關係はオーストリアの対セルビア宣戦布告に対するドイツの于与、即ち対セルビア宣戦布告に対するドイツ側からの圧力の問題である。この問題を第二幕の幕開き前後における対セルビア宣戦布告に対するオーストリアの態度の検討から始めよう。

対セルビア断交前日の七月二四日から検討を始めると、オーストリア外相ベルヒトールトは最後通牒の内容の厳しさとともにその期限の短かさも憂慮したイギリス外相⁽³⁾グレイに対して、駐英オーストリア大使メンズドルフを通じて了解を求めている、「……我々が昨日ベルグラードに行つた申し入れ (Demarche) は決して正式の最後通牒 (Ultimatum) と看做さるべきではないことを、貴下はグレイ卿に即刻明らかにしてほしい。それは期限附きの申し入れと言うべきであり、もし何の成果もなしに期限が経過するならば、我々の正当な要求を貫徹しようとの決意を我々は有しているのであるから、差当りは外交關係の断絶とか必要な戦争準備を伴うようなものである。もし期限経過後我々の軍事的防止策⁽⁴⁾という圧力によつてのみセルビアを屈服させ得たなら、我々は必要とした費用の賠償をセルビアから留保しなければならぬ」。この電報の語るところは明瞭であり、昨日手交された最後通牒は成果なしに期限が経過したとしても決して戦争を意味せず、精々のところ断交とか戦争準備の開始を意味するにすぎないというものであつた。この電報を送つたベルヒトールト

の目的はセルビアを攻撃し列強をして既成事実の前に直面させようとの目的—それはドイツの意図するもの—とは別のものであつた。メンズドルフよりのこのメッセージがイギリス外相を安堵させたことは、七月二五日附グレイより駐露イギリス大使ブキャナン宛ての電報にて知り得る。その電報⁽⁵⁾とは、「オーストリア・ハンガリー政府がセント・ペテルスブルグ（パリ）に同様の情報を提供しないなら、貴下がロシア外相にできるだけ早く知らせるべきであらう。それは目下の緊張を緩和するであらう」というものであつた。

同日の朝ベルヒートルトは駐露ロシア代理大使クダシェヴ（Kudashév）を招じ入れ、ロシアの懸念を解くのに努めている。「セルビアに屈辱をあたえようとの欲求程我々の考えから遠いものはない。……我々の目的はただ単にオーストリアとセルビアとの支持し難い関係を明確にしようとするものである。……最後に指摘しておきたいことは、我々の領土の獲得を目的とせず、ただ現状の維持のみを目指すことである」⁽⁶⁾。

二四日のオーストリア政府の動きを更に追求して行くと、ウィーン政府はセルビアの不満足な回答を予期してロシアとの了解工作を急ぎロシアに急使を派遣すべく、又そのためのメッセージを起草した。そのメッセージの要点は、「最後通牒第五条の暗殺関係者の裁判へのオーストリア官憲の参加は全く實際的考慮に基くもので、セルビアの主権侵害の意図は全くない⁽⁷⁾」、というものであつた。

このメッセージを書き終えた後、翌二五日ベルヒートルトはフランツ・ヨーゼフ帝に謁見するため Bad Ischl に向けて出発するが、途中の車中にてクダシェヴが最後通牒期限延長を要請したとの電報⁽⁸⁾をオーストリア・ハンガリー外務省の一要路者（Freiherr von Macchio）より受取つた。彼は途中駅の Lambach にてこの要請を拒否する返電⁽⁹⁾を打つたが、その返電の末尾に「断交後も我々の要求の無条件的受諾によつて平和的解決をもたらし得る。この場合我々は軍事上の方策によつてひき起された出費、損失の支払いをセルビアから請求せねばならぬ」、と書き添えたが、これは二四日にメン

スドルフをしてイギリス政府に伝達させたメッセージの内容と同じであり、最後通牒の期限が経過してもそれは何ら戦争を意味せず、平和的解決をはかり得るとの意図を表明したものに外ならない。以上から断交直前のオーストリアの外交は、最後通牒の内容のかなりの厳しさを別とすれば、十分に和解的且つ柔軟なものであつたと言つてよい。

更に断交直後のオーストリア政府の注目すべき態度を二つの点に関して一瞥しておく、その第一は断交後三時間しか経過していない二五日二一時間過ぎに、一部動員ではあるが動員令が裁可せられ、翌二六日一六時三〇分に戦争の切迫を告げる四通の電報がベルリン、ローマ、ロンドン、パリの各大使に発せられた。⁽¹⁰⁾この二つの事実は断交直前はかなり和解的な態度に比してニューアンスを異にするように思われるが、それもベルヒトールトが戦争への切迫感を押し進めることにより、それを手段として利用することにより、オーストリアの要求を受諾するよう圧力をかけたと解釈し得る。⁽¹¹⁾その根拠としてハンガリー首相テイサが七月二五日皇帝に直接呈示して動員令の発令を要求した電報と、七月二八日の宣戦布告直後ベルヒトールトが駐伊オーストリア大使に宛てた電報である。⁽¹³⁾

三

以上の如く対セルビア断交後もウィーン政府はセルビアと戦争状態に入る積りはなかつたと思われるが、次に対セルビア宣戦布告をめぐつてのドイツ政府のウィーン政府への働きかけを検討しよう。

ドイツ政府がオーストリアに働きかける外交上のルートはドイツ政府より駐墺ドイツ大使チルシュキを経てウィーン政府に通ずるものと、ドイツ政府より駐独オーストリア大使セジエニを経てウィーン政府に到る二つが考えられる。この二つのルートでなされた、最後通牒直後の七月二四日より二八日の宣戦布告までの電報を吟味しよう。七月二四日の、セジエニよりウィーン政府へのものは二通あり、一四時一五分発信のものはオーストリア政府がセルビアに手交した最後通牒⁽¹⁴⁾

の写し及び断交直後セルビア駐在オーストリア公使ギーズル (Giesl) よりベルヒートルト宛ての電報を独外相ヤーゴーに手渡した事、ヤーゴがそれらの内容を自明のものとして承認すると保証したこと、この二点が述べられてあり、もう一通は⁽¹⁵⁾最後通牒についての当地ベルリンでの反響が述べられ、何れも目下の問題に関係がない。ヤーゴよりチルシュキへの電報は二通、その一通はイタリア政府の態度についての報告で現在の問題に関りはないが、他の一通は⁽¹⁶⁾密接な関係を持つ。その全文は次の通りである、「セルビアに対する宣戦布告が直接に我がドイツ大使の手を通さないでなされるならば、それは我々にとつて望ましいであらう。我々の立場は、セルビアとの対決は我々も他列強も介入を許さないオーストリアの問題であること、それ故に我々は紛争の局地化を主張することである。ロシアが介入した場合にはじめて我々は紛争に引き入れられることとならう。ドイツ大使による宣戦布告は世論即ち外交上の慣習に通じていない公衆に宛もドイツ政府がオーストリアを教唆して戦争へ引き入れたかの如き外観を呈することとならう。」この電報は対セルビア宣戦布告の問題に関してかなり明確にドイツ政府の意向を表明している、即ち(1)対セルビア宣戦布告はドイツ政府にとつて望ましいが、それはオーストリア・セルビア間の局地化された紛争という形においてオーストリア政府によつてなされるのが最善であり、(2)予想されるロシアの介入はドイツを紛争に導き入れることとなるが、その場合にドイツによつてなされる宣戦布告は、その前にオーストリアが単独でセルビアに宣戦布告をなしていないなら、オーストリアをドイツの教唆によつて戦争へ引き入れた如き観を呈するものとして望ましくないというものであつた。

この電報によつて表明されたドイツ政府の意志はウィーンに伝達されてウィーン政府の態度決定に如何に反映されたか。この電報の発信時間は七月二四日一四時五分、受信は一八時一五分である。それ故チルシュキがこれを読んだのは七月二四日夜と推定され、ウィーン政府に伝達されたのは翌二五日と推測される。二五日附のチルシュキよりドイツ政府宛の電報は五通に上るが、それらの中の四通はマツキオと彼が二五日に会談したことを明瞭に語っている。残りの一通を除

いては対セルビア宣戦布告について何ら触れていない。その一通の全文の大略は次の通りである、「場合によつては宣戦布告がセルビア政府に対して電報又は郵便でなされるであらう、しかし同時に全列強に知らされるであらう、それはセルビア政府からあらゆる口実を奪い取るためである……」。この文書はマツキオとの会談については何ら述べていないが、この会談がなされたことは事実であり、前日チルシュキが本国政府よりオーストリアの対セルビア宣戦布告要請の電報を受取つた故、この会談において対セルビア宣戦布告の要請がなされたことは確実である。ただかような重大な要請のためにチルシュキが会談せねばならぬベルヒートルトと会つていないのは、それは、マツキオとベルヒートルトとの間に交された電報によつて知り得るのであるが、前述した如くベルヒートルトは Bad Ischl に滞在中のフランツ・ヨーゼフ帝に謁見するためウィーンを離れていた故であつた。⁽¹⁹⁾ 対セルビア強硬論者マツキオとのこの会談においてマツキオは当然オーストリアの対セルビア宣戦布告に賛意を表したに相違ない、しかしベルヒートルトと会談して彼の賛成を得ることはまだなされていぬ故、前記の電報の如く「場合によつては、セルビアに対する宣戦布告が……なされるであらう……」(傍点筆者)との表現となつたのではないか。それ故この表現はオーストリア政府が下すであらうと彼が推測する宣戦布告についてオーストリア政府の内意を示しているとも考えられるが、何れにもせよ推測の域を出ない。ベルヒートルトがウィーンを離れている七月二五日中留守を預つていたマツキオがベルヒートルトに送つた電報とベルヒートルトの返電を検討しても、そこには宣戦布告について何ら触れられていない。⁽²⁰⁾ それ故前記のチルシュキの本国政府宛ての電報は彼の先走つた判断—しかも上司におもわる彼の性格から彼がしばしば行うものであるが—に基き、事実に基づいていないとも言ひ得る。

セジェニよりウィーン政府へのルートにおける二五日の電報において我々は目下の問題に重大な関りを持つ文書を見出す。それは七月二五日一四時一五分発信、同日二〇時受信のセジェニよりベルヒートルト宛ての電報である。⁽²¹⁾ 電文の大略の内容は次の通りである、「セルビアの方が一の拒否電報に続いてウィーン政府が確実に且つ即刻宣戦を布告し軍事行動

を開始するものとベルリンでは広く信じられている。ドイツ政府の見るところでは作戦行動の遅滞は他列強の介入という大なる危険を招来することである。ベルリン政府は我々に即刻開戦へと前進し、世界を既成事実⁽²¹⁾に直面させるよう強く勧告している」。この電報は七月二四日附のヤーゴよりチルシュキ宛の、対セルビア宣戦布告を勧告する電報と大略同一趣旨であるが、その表現ははるかに厳しい。この電報に対するウィーン政府の反応は如何か。

翌七月二六日ウィーンに帰つたベルヒートルトは前記のセジェニの電報の到着しているのを知り、この電報の内容に関してウィーン政府首脳部の会議を開いた。この会議において対セルビア宣戦布告の問題が論議されたのであるが、列席者の記録によつてこの会議の模様を描いて見よう。ドイツ大使チルシュキは次の如く本国政府に報告⁽²²⁾している、「ベルヒートルト伯はセジェニ伯よりの電報を私に読み上げたが、その内容は次のようなものであつた、即ち、第三国の介入を出来るだけ避けんがためには軍事作戦の最大の迅速さと早急な宣戦布告をベルリン政府は有利と看做していると。ベルヒートルトはこの論点を協議するために参謀総長ヘッツェンドルフ男爵を呼んでおいたのであるが、私がベルヒートルトのもとにいる間に参謀総長は現れた。参謀総長に対して私はベルヒートルト伯と全く同意見であつた我々の立場を擁護した。参謀総長は不十分な兵力で戦争を開始するのを回避することが特に必要であると主張した。彼の主張によると、セルビア北部国境のハンガリ軍団は勿論短時間で進撃の準備をなし得る。しかしセルビア西部国境沿いのオーストリア軍の展開は十分な通信手段の欠除のためかなりの時間を要する、そのためには現在の事態がそのまま持ち耐えられねばならぬ。彼は大略八月一二日に総進撃を開始し得ると計算している。しかし彼はここ数日中にボスニア国境へとセルビア軍の進入がなされ、そのために正式の宣戦布告は多分余計なものとなるであらうと予想⁽²³⁾している。」

チルシュキのこの報告によつてこの会議での三者の見解は大略理解できる、しかしこれはドイツ大使の目を通して観察されたものであるが、これと対照的な立場に立つ奥匈国参謀総長ヘッツェンドルフの手記⁽²⁴⁾を次に引用して置く。「…同日

(七月二六日)午後一二時三〇分私はベルヒトールト伯を訪ねた。私はそこでチルシュキ大使と会った。後刻マツキオ男爵、フォルガツハ伯⁽²⁵⁾(Graf Forgach)も現れた。チルシュキは若干の覚書を読み上げた。……彼は次の如く語つた、スウェーデンはポアンカレ大統領にもしロシアが戦争に入るなら躊躇なく三国同盟に入るであらうと告げたと。それに対して私は言つた、この言明をロシアに知らせることが望ましい、ロシアはそれにより一そう慎重になるであらうと。

ドイツ大使は言つた、イタリアでは新聞論調は好意的である。それにも拘らずサン・ジュリアーノ(イタリア外相)は極めて神経質であり、オーストリアの行動によつて大戦争が生ずるなら、三国同盟の取決めに従う義務を負わないと言明しているそうである。……ベルヒトールトは述べた、我々が領土獲得という成果を得た場合にそなえてイタリアは取引きをし、若干の領土を得ようと欲しているのだと。……それからチルシュキは立去り、私はベルヒトールトと二人きりで語り合つた。ベルヒトールトは言つた、対セルビア宣戦布告を出来るだけ早く発したい、多くの勢力の介入を断ち切らんがためにはそうしたい。貴下は宣戦布告を何時出すことを欲するか。私、軍事作戦が即刻なし得られる段階になつてはじめて、大体八月一二日頃に。ベルヒトールト、外交状況はそんなに長く持つまい。国境での衝突が起らないとは誰も保証できない。

私はそのような場合には事態は自から展開して行くであらうと語つた。そして今のところ宣戦布告を延期し、延期が外交的にもはや得策でないように思われる時になつてあらためて協議してはどうかと提案した。多分一兩日待てない程事態はそれ程緊急ではないであらう。モンテネグロを出来るだけ長く現状のまま未解決にしておき、ブルガリアをルーマニアに反対させないよう煽動することを私は理解させた、というのは我々はルーマニアをいたわりつつ味方として保持しなければならぬであらうから。しかし重要なことはロシアの態度がどうなるかについて明確に知ることであり、出来れば八月四日、遅くとも五日に知り得ることが望ましい。ベルヒトールト、そうは行かないであらう。

最後に私は要約した、もしその時（八月一二日）までにロシアが我々に進入して来るなら、我々は初めからロシアに立向うであらうし、そうでない場合はセルビアを攻撃するであらう。しかし我々がセルビアに進撃する場合、もしロシアが我々の進撃後に我々を攻撃して来るなら、我々も北部国境は戦争初期はかなり弱体であらう。

以上七月二六日の協議における結論を「結局宣戦布告は延期され、外交上の理由により必要となつた場合は参謀総長と協議する⁽²⁶⁾」と要約し得る。しかし両者の間に顕著な見解の相違をそのままにしての結論であつた。この相違はその後の経過によつて更に明瞭となる。ベルヒートルトは Durazzo における奥匈国の特務機関宛てに二六日一五時—参謀総長との協議を終えた直後—次のような指令⁽²⁷⁾を送つてゐる、「セルビアに対する宣戦布告はまだ出されていないが目前に迫つてゐる。戦争状態に入つたこと、セルビアの宮廷と政府がベルグラードを放棄したこと、……奥匈国の軍隊が既にセルビア国境を超えたこと、以上のような噂をアルバニア人の叛乱者の間に拡めるようお願いしたい」。更に次の如き文書もあげておく。「大臣閣下（ベルヒートルトのこと—筆者註）は火曜日（七月二八日）に宣戦布告を出す積りである。それ故皇帝陛下に直々に意見の具申を行い、その際宣戦布告の全権を乞ひ、更に内閣の承認を請うであらう。彼はこの件を迅速にすすめようとしている、起り得る第三国の干渉又は偶発事件を抑止せんがために。」これは外務省官房長であり、ベルヒートルトの腹心でもあり且つ対セルビア強硬論者ホヨスの七月二六日附の私信⁽²⁸⁾である。ベルヒートルトとホヨスとの間柄を考へるなら、二六日の協議の模様をベルヒートルトがホヨスに語つたことは確實であらうし、それについての彼の真意を洩らしたであらう。ホヨスのこの私信は明らかにベルヒートルトの意向の端的な表現である。更にこの私信には宣戦布告の際に出される筈の「国民に告ぐ」と題する皇帝の告示の草稿⁽²⁹⁾が添えられてあり、前述の指令とホヨスの私信はベルヒートルトが既に七月二六日、少くともこの日の協議直後即時対セルビア宣戦布告に踏切つたことを示している。その場合ベルヒートルトが即刻の宣戦布告の実施にあたえた理由づけがもう一つの重要な問題である。二六日の参謀総長との協議に

において、「対セルビア宣戦布告を出来るだけ早く発したい、多くの勢力の介入を断ち切らんがために」(傍点筆者)と述べた。ホスヨの前述の私信は、「起り得る第三国の干渉又は偶発事件を抑止せんがために」⁽³¹⁾と書いている。これは二五日附のセジエニのベルヒートルト宛の、ドイツ政府の宣戦布告への強い要請を示す電報の「他列強の介入という大なる危険の招来を防ぐ」⁽³²⁾との宣戦布告の理由づけと全く同じである。ここにおいてもベルヒートルトの宣戦布告への決断におけるドイツ側の影響の大きさを推定し得る。

翌二七日朝、ベルヒートルトの意を受けてホヨスは参謀総長を訪ね、即時の対セルビア宣戦布告を承諾するよう要請した。参謀総長の手記によるとこの間の事情は次の通りである。「七月二七日ホヨス伯はベルヒートルト外相の意を受けて私に、対セルビア宣戦布告を出し得るかどうかを問合せた。私の見解は外交上の観点より必要と思われる限り宣戦布告に賛成であることを明らかにした。ホヨス伯は私にロシアは今尚決断を下していないように思われると語つた」⁽³³⁾。前日のベルヒートルトとヘツェンドルフとの協議の結論として外交上の理由により即時の宣戦布告をウィーン政府が考慮すべき相手は、ロシアがまだ外交上の重大な決断を下していない—少くともそのようにウィーン政府の首脳部が看做している—現在ではロシアでないことは明らかであり、それ故そのような相手はドイツでなければならぬ⁽³⁴⁾。そのことはこの即時の宣戦布告がドイツの要請によるものであることを言外に暗示している。

もう一つの、宣戦布告に伴う問題として、ヘツェンドルフ將軍は即時宣戦布告に承認をあたえはしたが、彼とベルヒートルトとの間の意見の相違をもたらした彼の軍事上の主張、即ち八月一二日まで軍事行動は不可能であるとの主張は取下げられてはいない。それ故この宣戦布告は軍事行動の裏づけをもたないものとなつてしまつた。

何れにせよウィーン政府は対セルビア宣戦布告を決定した。ベルヒートルトは急いでこの決定をチルシュキに知らせ、それはチルシュキによつて七月二七日一五時二〇分発信、一六時三七分受信の電報⁽³⁵⁾として打電された。その全文は次の通

りである、「明日遅くとも明後日公式の宣戦布告を発することがウィーン政府において決定された、あらゆる介入の企てからその理由を除去するために」。

ベルヒトールトの対セルビア宣戦布告はドイツ政府の意を迎えるためになされたとはよく指摘⁽³⁶⁾される。そして一九三三年一月二〇日附の Luciano Margini 教授の書翰による質問に対するベルヒトールトの回答が引用される。この質問は、「この電報―前述の七月二五日附のセジュニのベルヒトールト宛の電報が……宣戦布告を急がせなかつたかどうか」であり、それに対するベルヒトールトの答えは、「七月二五日のセルジュニ電報の内容が我々のその後の態度決定に確かに影響を及ぼした⁽³⁷⁾」というものであつた。このことは今まで述べて来た事実から信憑性が高いと考えられる。この信憑性を証するために更に次の二つの文書を挙げておく。その一つはセジュニよりベルヒトールト宛の七月二七日の電報⁽³⁸⁾、「外相（独外相ヤーゴーのこと―筆者註）は私に次のように語つた、チルシュキが打電して来た電報によると、コンラート・フォン・ヘッツェンドルフ將軍はチルシュキに、セルビアに対しそれ相應の軍事的圧力をかけ得るために、奥匈国軍の動員は八月一二日にはじめて完了するであらうと語つたとのことである。外相は私に、奥匈国の軍事行動の開始の日限がこんなにも長く延期されねばならぬことを遺憾に思うと語つた」、もう一はベルリン駐在バイエルン公使レルフェンフェルトがバイエルン首相ヘルトリングに宛てた七月二八日附の電報⁽³⁹⁾、「今後二週間少くとも十日間はセルビアへの軍事上の攻撃をなし得ないとのオーストリアの言明にはドイツの影響が殆んど感じられない。軍事的見地よりすればこの慎重さは正当である。しかし政治的見地よりすれば正当でない。何故なら当地ベルリンでの見解によれば、オーストリアの強力な行動がオーストリア及びドイツ国内において惹起した熱狂的雰囲気のある程度の沈静が恐れられている」、である。この二つの文書の前者は、宣戦布告に当然伴うべき即刻の軍事行動の延期を、先に引用した二六日附のチルシュキ電報によつて知らされたドイツ政府の焦立ちを示し、後者はドイツ政府の焦立ちの原因である軍事行動の延期をオーストリアの真正

の意志であると看做している。この二通の文書の論理を結合させると次のようになるであらう。七月二五日のセジェニ電報⁽⁴⁰⁾が示す如く、ドイツ政府の論理によれば宣戦布告と軍事行動の開始とは同一行為であつた。それ故即刻の軍事行動開始の延期は即刻の宣戦布告の延期につながる故、そしてもし即刻の軍事行動開始の延期がオーストリアの真の意志であるとすれば、即刻の宣戦布告はオーストリアの意志ではない、即ちドイツの意志である。又軍事行動の開始という裏づけを伴わぬ宣戦布告を行つたオーストリア政府に対するドイツ政府の焦立ちは、即刻の軍事行動の開始を要求して容れられなかつたドイツの強い不満の表現であり、ドイツ政府がオーストリアに即刻の軍事行動の開始を伴う宣戦布告を出すよう、自らの影響力を強力に行使したことを物語つてゐる、即ち即刻の宣戦布告はドイツ政府の意志である。この二通の文書は以上のことを示していると思われる。

ドイツ政府がウィーン政府に要求した即時の対セルビア宣戦布告にウィーン政府は応じた。しかしこの点に関してウィーン政府の内部にベルヒトールトとヘツツェンドルフとの間に主張の対立があつたことは先に指摘した。ベルヒトールトの態度はドイツ政府の要求に応ずるものであつたに比して、ヘツツェンドルフのそれはドイツ政府の要求に拒否的であつた。しかし結局はオーストリア・ハンガリー政府の名においてベルヒトールトによつてなされたオーストリアの対セルビア宣戦布告は、ドイツ政府の要求に応じたものであつたが、ドイツ政府を満足させなかつた。先に引用したドイツ政府の焦立ちはそれを示している。そもそもオーストリアの対セルビア宣戦布告のきつかけは二五日附のセジェニ電報にあつた。それ故宣戦布告についてのオーストリア政府の真の、公式態度の表明は先に引用した二五日附のセジェニ電報に対する回答としての、七月二七日附のベルヒトールトよりセジェニ宛ての電報⁽⁴¹⁾によつてなされてゐるはずである。その全文は次に掲げる通りである。「七月二五日の貴下の電報を受領。宣戦布告は明日なされる。だが軍事作戦の開始は、開始したあかつきには全力を揮つて決定的打撃をあたえ得んがために、軍隊の展開完了まで延期されねばならぬ。その外に更に若

千の時間を必要とするであらう。というのは我々は近年の経験によつて賢明になつてゐる故、事實上戦争に入ることが決定される前に大規模な軍事行動をなすのを欲しないからである。貴下はどうかここで表明されたことをヤーゴ閣下に前記の意味において厳秘で表明されるようお願いしたい」。

この電報においてベルヒートルトは軍事行動延期の理由を、(1)作戦準備、軍隊の展開の完了まで作戦行動を始めるべきでない、(2)戦争が確実に生起することを確信する必要がある、との二点をあげている。彼が今あげている二つの理由から、彼は今なされようとしている対セルビア宣戦布告が不可避的に戦争状態、戦斗行為になるとは考えていないことを、宣戦布告と戦争状態との間に介入する七月二八日から八月一二日までの約二週間という期間に、戦争を不必要ならしめるような何らかの第三国の介入行為、事態の新たな展開の余地の存在を承認していることを、我々は理解できる。同様の考えを我々は、駐伊オーストリア大使 *Merey* 宛て、七月二八日附の彼の電報⁽⁴²⁾において再度確認できる、「近年の経験によつて警告されているので、我々は戦争が現実⁽⁴²⁾に生起することが確実になる前に大規模の軍事行動を始めるを欲しない。……」チルシュキが本国政府に宛ててオーストリアの対セルビア宣戦布告決定を報告した電報⁽⁴³⁾において、「……あらゆる介入の企てからその理由を除去するために」とあるのに比して、ベルヒートルトのセジェニ宛の、宣戦布告を報ずる電報はその理由づけにおいて如何に対照的であることか。以上のようなベルヒートルトの態度は七月二六日以前の彼の和解的な態度、例えばベルヒートルトよりマツキオ宛ての七月二五日附の電報⁽⁴⁴⁾において示されているものと本質的に変化がないとも言ひ得る。その電報において「……貴下はセルビアとの外交関係断絶後も、我々オーストリアの要求の無条件的承認によつて、平和的解決へと到り得ることを附け加えてほしい」(傍点筆者)と彼は述べているのである。

又独と墺匈国間に対セルビア宣戦布告に関して交渉が行われていた七月二六日、二七日の両日におけるオーストリアと協商国との関係も、以上の如きベルヒートルトの態度を首肯せしめる、即ちその時期において協商国はセルビア問題から

ヨーロッパ戦争が勃発するのを放置しておく意志を有していなかったのである。この一両日にベルヒトールトのもとに伝達されたヨーロッパ各国よりの情報を一瞥して見ると、七月二五日附のセジェニよりベルヒトールト宛の電報は、駐仏ドイツ大使より本国政府に向けてのフランス政府の動向についての、駐露ドイツ大使より本国政府に向けてのロシア政府の動向についての報告を知らせたものであるが、「…フランス政府はその態度を緩和し、我々とセルビアとの紛争を局地化にとどめておこうと望んでいる。ドイツ外務省での印象は、フランス政府が世界戦争を回避しようとする努力しているとのことであり、駐露ドイツ大使プールターレスよりの報告は、差当りロシアは軍事的手段を考慮していないということである」。パリより駐仏オーストリア大使 *Szécsen* の七月二五日附の電報は、「ヨーロッパ戦争は極めて不人気であり、駐仏イギリス大使ベルティモロシアには挑戦する意志がないと語った。……」と述べ、ペテルスブルグから駐露オーストリア大使 *Szapáry* は、「駐露イタリア大使カルロッテイの印象として英仏両国とも局地化を推進している。……」との電報を打電している。セジェニは、「ベルリン政府はロシアの予備役召集についての報道を確認していない。そしてサゾノフ（ロシア外相）はプールターレスに、オーストリアがロシアに敵対行為をなした場合のみロシアは動員すると語った」と本国政府に七月二七日報じている。又ペテルスブルグからの *Szapáry* の報告によれば、「サゾノフの態度はますます穩健に、ますます妥協的になつた、そしてサゾノフは *Szapáry* によつて説明されたオーストリアの目的を完全に正当と看做している。……この二日間にロシアの態度は憤怒から外交的行動へと正反対の方向へと変化した。」

このような有利な情報がベートマン程局地化政策の可能性を信じていないベルヒトールトをして局地化政策へと突走らせなかったとは言い得ないにせよ、ベルリン政府によつて強く要求された対セルビア宣戦布告という冒険的政策の実施のテンポを速めしめなかつたことは十分理解できるのである。

四

以上から、ヨーロッパ戦争へと導いて行つた動員競走の火蓋を切らせたオーストリアの対セルビア宣戦布告に、ドイツが重大な関りを有していたと言ひ得る。その場合それは次の四点において言ひ得られる、即ち、(1)オーストリアの最後通牒に対するセルビアの拒否回答の直後に宣戦布告と戦争行為の開始の行うようセージェニをしてオーストリア政府に要請させた。(2)チルシュキを通じて(1)のドイツ政府の要求を積極的に支持せしめた。(3)セルビアに対する軍事行動を八月二日以後に行いたいとのオーストリアの態度をドイツ政府は遺憾とした。(4)オーストリアの宣戦布告の発令を前日の七月二七日に知つていたにも拘らず、阻止しようとしなかつた。しかもこの四つの点は前号の拙稿において述べた如く、イギリスの仲介提案をめぐる和平工作の真只中において、しかもこの仲介工作をサボタージュする形で行われたのである。それ故イギリスの仲介工作及びオーストリアの対セルビア宣戦布告をめぐるドイツ政府の意図はかなり明白であり、この意図のオーストリアに対する行使は圧力と言うべきであらう。

一方オーストリアに関しては如何であるか。対セルビア断交から宣戦布告に到るまでの時期において、もしドイツの強い要請がなくとも、少くとも現実に行われた如く七月二八日の宣戦布告が行われたかどうかは極めて疑問である。その意味においてドイツ政府の対セルビア宣戦布告及び即刻の戦争行為開始要求は、オーストリアにとつて圧力であつたと言ふべきであらう。しかしだからと言つてオーストリアを完全に免罪し得るか。それは大いに疑わしい。何故ならヘッツェンドルフ將軍の意図によれば八月一二日には宣戦布告と即時の軍事行動の開始に踏み切る予定であつたから。それ故ドイツ政府の圧力も七月二八日と八月一二日との差にすぎないことになる。この辺の微妙な事情を巧妙にハンチュ教授は、「しかしこの圧力をオーストリアは歓迎しなかつたわけではない」と表現している。このことは七月五日、六日におけるベルリ

ンでの独逸会談でのいわゆる Blancoscheck 問題についても言い得る。オーストリアは積年の民族問題解決のためセルビアに軍事力を行使する用意があつた。しかもその用意もセルビア一国との戦争を遂行し得るに十分であるが、セルビアの背後にあるロシア介入の場合には十分でない。それ故オーストリアはドイツの圧力をセルビアに対してのみ利用しつつ、ロシアの介入に対しては回避する、即ちロシアの介入を惹き起さない程度において、セルビアに対してのみドイツの圧力を利用しようとする。それ故一面ではドイツの圧力をオーストリアは歓迎したのであつた。ここにオーストリアの態度の曖昧さが存していたと言えよう。

注

- (1) Bernadotte Schmitt, *The Coming of the War 1914*. 1958, vol. II, p. 1.
- (2) 米田 治「一九一四年の七月危機における独逸關係」(一)「史學」第四二卷一頁。
- (3) Österreich-Ungarns Aussenpolitik von der Bosnischen Krise 1908 bis zum Kriegsausbruch 1914. 1930. Bd. VIII. (以下 Ö.-U. ㄨ註) 10600. 又 Deutsches Dokumente zum Kriegsausbruch 1914, von K. Kautsky 1927 (D. D. ㄨ註) 157.
- (4) Ö.-U. 10599. 又 Juli-Krise u. Kriegsausbruch 1914, Bearb. u. eingeleit. von Immanuel Geiss, 1964. (J. u. K. ㄨ註) 260.
- (5) British Documents on the Origin of the War 1894-1914, vol. XI, 1926. (B. D. ㄨ註) 105.
- (6) Ö.-U. 10615. 又 J. u. K. 255.
- (7) Ö.-U. 10682. 又 J. u. K. 323.
- (8) Ö.-U. 10703. 又 J. u. K. 325.
- (9) Ö.-U. 10704. 又 J. u. K. 326.
- (10) Ö.-U. 10714. 又 J. u. K. 402.
- (11) L. Albertini, *The Origins of the War of 1914*. 1963. vol. II, p. 387.
- (12) Ö.-U. 10708. 又 J. u. K. 333.
- (13) Ö.-U. 10910.
- (14) Ö.-U. 10582. 又 J. u. K. 257.
- (15) Ö.-U. 10583. 又 J. u. K. 258.
- (16) D. D. 142. 又 J. u. K. 273.
- (17) D. D. 206. 又 J. u. K. 356.
- (18) Ö.-U. 10703, 10704, 10705. 又 J. u. K. 325, 326, 328.
- (19) 七月二六日におけるセルヌヴァーノの行動について Hu-

go Hantsch, Leopold Graf Berchtold, 1963. Bd. II. S. 160
を参照。

(20) これらの電報にて触れられているのは最後通牒の期限延長
についてのロシア大使の要請とそれに対するオーストリアの回
答である。

(21) Ö.-U. 10656. 又 J. u. K. 327.

(22) D. D. 213. 又 J. u. K. 419.

(23) この電文は Albertini, II, p. 454 に於いて英語に訳され
てあるが、末尾の英文は原文の意味を取違えて、原文の "sich
erübrigen" (余計なものをいなくなる) を "doubtless be nece-
ssary" (必要である) と正反對の意味に英訳している。原著は
イタリア語で書かれていたから、この誤りは英訳者によつてな
されたのかも知れない。

(24) Feldmarschall Conrad von Hötzendorf, Aus meiner
Dienstzeit 1906-1918, Bd. IV (Conrad 少将) S. 131-132.
又 J. u. K. 398.

(25) Graf Forgách 少 Sektionchef im k. u. k. Ministerium
des Äussern (ケースタリア外務省の一局長) として主として
セルビア問題を担当していた。

(26) Schmitt, Bd. II, p. 5.

(27) Ö.-U. 10728. 又 J. u. K. 400.

(28) Ö.-U. 10772.

(29) Hantsch, Bd. II, S. 612. Ö.U. 10773

(30) Conrad, S. 131-132. J. u. K. 476.

(31) Ö.-U. 10772.

(32) Ö.-U. 10656.

(33) Conrad, S. 132. J. u. K. 476.

(34) Schmitt, Bd. II, p. 5.

(35) D. D. 257. 又 J. u. K. 496.

(36) Albertini, Bd. II, p. 456.

(37) Hantsch, Bd. II, S. 612-613, Bemerkung 37.

(38) Ö.-U. 10792. 又 J. u. K. 475.

(39) J. u. K. 597.

(40) D. D. 213. 又 J. u. K. 419.

(41) Ö.-U. 10783. 又 J. u. K. 482.

(42) Ö.-U. 10910.

(43) D. D. 257.

(44) Ö.-U. 10704.

(45) Ö.-U. 10658. 又 J. u. K. 331.

(46) Ö.-U. 10679.

(47) Ö.-U. 10688.

(48) Ö.-U. 10788.

(49) Ö.-U. 10835.

(50) Hantsch, II, S. 583.